

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年6月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システムOSバージョンアップ業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	89,221,000	R6.6.14	<p>本業務は、第三期統合基盤の稼働に併せて、サーバOSバージョンアップを伴う福祉総合情報システムの再構築及び、第二期統合基盤上にあるデータの抽出、移行等を行うものである。本業務を適正に履行するためには、システム全体の構成の把握、サーバOSバージョンアップによる影響範囲の抽出、カスタマイズ機能やデータの移行など、当該システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、当該システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因する不具合が生じる恐れがあり、高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムについて詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	医療年金 課	228-7375	保険年金電算システム改修業務 (被保険者証等への加入者情報の表示)	株式会社日立製作所 関西支社	4,969,330	R6.6.21	<p>本業務は、既存の保険年金電算システムを継続して使用することを前提に、当該システム全体の機能を損なうことなく被保険者証等へ加入者情報を表示させる改修を行うことを目的としている。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成や変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムにかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあり、また、処理の誤りが発生した場合、各業務の遅延、窓口対応の停滞等が発生し、国民健康保険・公費医療助成制度・国民年金に係る市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である株式会社日立製作所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	健康医療 政策課	248-6004	健康管理システム標準化対応業務 (移行データ作成)	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	21,464,300	R6.6.3	<p>本業務は、標準準拠システムへの移行にあたり、現行システムから移行データを抽出、作成する業務であり、本業務を適正に履行するためには、各種サーバの構成やデータベースの仕様など、現行システムに係る詳細な知識や技術が必要不可欠であり、現行システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、データの抽出漏れや移行データに起因する不具合が生じる恐れがあり、市民への健診等の通知誤りなど市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、現行システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該システムに係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
4	衛生研究 所	238-1848	衛生研究所残留農薬検査等機器 保守点検業務	金陵電機株式会社	1,508,100	R6.6.26	<p>本業務は、食品衛生法に基づき食品中の残留農薬等を検出する各種クロマトグラフ機器の機能維持を図るため保守点検を行うものである。金陵電機株式会社は、当該機器の設置業者であり、製造メーカーであるアジレント・テクノロジー株式会社から堺市域における当該メーカー機器の保守点検に関する委託を受け、当該機器の独自のノウハウを用いて業務を履行することができる唯一の業者であることから、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

5	環境業務課	222-9940	生活衛生システム 第三期統合基盤移行対応業務	日本コンピューター株式会社	5,654,000	R6.6.14	<p>本業務は、ICTイノベーション推進室が管理している現行の第二期統合基盤上で現在稼働している生活衛生システムの資産(プログラム及びデータ)を、令和7年1月に稼働開始を予定している第三期統合基盤上の仮想化環境に移行させ、動作確認を行う業務である。</p> <p>移行にあたり、第三期統合基盤上の仮想化環境でのシステム稼働に必要なOSの更改を行い、当該OSでパッケージシステムが正常に稼働するよう各種設定も併せて行う。</p> <p>また、本稼働の前に、検証環境を構築し稼働監視や障害管理、プログラムの変更、本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等を行い、問題ない事を確認する必要がある。本稼働後も、問題なくシステムが正常に作動するかの監視が必要であり、万が一障害が発生した場合は即座に対応する必要がある。そのため、本業務を履行するには、当該システムの詳細な設定や各種サーバの構成等システムについての詳細な知識や技術が不可欠であることから、当該システムを構築した者以外のものによる適正な履行は見込めない。</p> <p>仮に詳細な知識を有しない者が本業務を履行した場合、システム稼働に異常が生じた際の対応の遅延、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加などが生じ、第三期統合基盤移行完了期限までに完了せず、システム自体が使用できなくなる恐れがあり、市民への通知ミス、窓口対応の停滞など、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、詳細な知識等を有する、当該システムを開発した日本コンピューター株式会社以外にないため競争入札ではなく当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
---	-------	----------	---------------------------	---------------	-----------	---------	---	------	--